

総務警察委員会記録

開催日時 平成25年12月12日(木) 13:03~15:35

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中野 雅史 委員長
藤野 良次 副委員長
井岡 正徳 委員
大国 正博 委員
乾 浩之 委員
森山 賀文 委員
山村 幸穂 委員
奥山 博康 委員
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長
野村 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
久保田 観光局長
原山 警察本部長
柘植 警務部長
太田 生活安全部長
堂藤 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出議案について

(付託議案)

議第 92号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(総務警察委員会所管分)

議第 93号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第 94号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議第 95号 知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議第 100号 旧耳成高校改修工事にかかる請負契約の変更について

議第 110号 当せん金付証票の発売について

報第 30号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○中野委員長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから総務警察委員会を開会させていただきます。

早速ですが、案件に入りたいと思います。

まず、付託議案の審査を行いたいと思います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第書の記載のとおりでございます。

審査に先立ち申し上げておきたいと思います。委員長報告につきましては正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

それでは、付託議案につきまして総務部長、県理事兼危機管理監、地域振興部長、南部東部振興監、観光局長、警察本部長の順に説明をお願いしたいと思います。

○浪越総務部長 12月定例県議会提出議案の全体の概要及び総務部に関する事項につきましてご説明を申し上げます。

「平成25年度一般会計補正予算案その他」の目次、12月2日に提出いたしました議案は、議第92号、補正予算が1件、議第93号から議第99号まで条例の改正が7件、議第100号から議第110号まで契約等が11件、報第29号から報第30号まで公社の経営状況の報告等報告が2件の合計21件でございます。補正予算及び条例につきましては後ほど別途配付いたしております資料によりご説明を申し上げますが、後ほど危機管

理監がご説明を申し上げます項目を除きまして総務部に関するものについてご説明をさせていただきます。その他につきましてはそれぞれの部局長及び所管の委員会でご説明をいたすこととなります。

38ページ、議第100号旧耳成高校改修工事にかかる請負契約の変更についてでございます。公共工事労務単価の引き上げにより、契約金額を836万8,920円増額し、9億9,544万9,770円に請負契約の変更を行うものでございます。

60ページ、議第110号当せん金付証票の発売についてでございます。いわゆる宝くじでございますが、平成26年度における本県の発売限度額を100億円以内とするもので、数字選択式のくじの平成25年度の売れ行きが好調であること、また、平成26年度より開始されますインターネット試行販売により、さらなる売り上げが見込まれることに対応するため、前年度より5億円増加させていただいております。

続きまして、補正予算についてご説明を申し上げます。「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」によりご説明を申し上げます。

1ページ、議第92号平成25年度奈良県一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ34億5,200万円余でございます。9月に発生いたしました台風18号などによる被害の対応や今後の施策展開をより早く効果的に進めるための取り組み、その他緊急に措置を要する経費について増額するものでございまして、政策課題の内訳につきましてはごらんのとおりでございます。歳入予算は特定財源といたしまして、地域の元気臨時交付金などの国庫支出金を22億1,100万円余、地域・経済活性化基金繰入金など、特定目的基金の繰入金を25億1,700万円余計上するとともに、交付税措置のない県債を充当しております県単独の建設事業等につきまして、その財源に地域・経済活性化基金を充当したことにより、県債を14億6,400万円余減額しております。また、残余の一般財源といたしましては、地方交付税1億8,300万円余、繰越金300万円余を計上させていただいております。歳出予算につきましては、総務部に関するものにつきまして5件ご説明申し上げます。なお、各補正予算、歳入歳出の款項の内訳は議案書に記載しております。

5ページ、12、組織力の向上と財政の健全化での県有施設長寿命化等整備事業でございます。ファシリティーマネジメントの考え方を踏まえまして、施設の長寿命化や利用者のアメニティー向上のため整備等行うもので、総額1,177万円余の補正をお願いするものでございます。あわせまして、債務負担行為につきまして平成26年度までで限度額

4億210万円余の補正をお願いするものでございます。うち総務部に関するものは県庁舎及び分庁舎の長寿命化を図るため、昇降機の更新や高圧受変電設備等の改修のため、1,177万円余の補正及び債務負担行為につきまして平成26年度まで限度額3,869万円余の補正でございます。

6ページ、13、その他でございます。国家公務員の退職手当法の改正に準じまして、定年前早期退職者に対する退職手当の特例措置の拡充により増額となる総額1億7,200万円のうち、知事部局に関するものは1,100万円となっております。

次に、財政調整基金積み立てでございます。地方財政法第7条第1項に基づき、平成24年度決算剰余金を積み立てるものでございます。平成24年度の実質収支5億314万5,000円の2分の1を下らない額として、2億6,000万円を計上しております。

続きまして、地域・経済活性化基金積立金でございます。国から追加配分のあった地域の元気臨時交付金を県内の各地域及び県経済の活性化に資する事業を推進するための基金であります奈良県地域・経済活性化基金へ積み立て、積み増しをするものでございまして、8億8,000万円余を計上しております。

次に、地域・経済活性化基金の活用でございます。交付税措置のない県債を充当しております県単独の建設事業等につきましてその財源に地域・経済活性化基金を充当するもので、23億6,100万円余の財源更正を計上をしております。

7ページ、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費は農業総合センター移転整備工事等3件、12億3,800万円余の追加でございます。総務部に関するものはございません。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の補正は事業を円滑に進める観点から早期に契約手続に着手するほか、消費税引き上げへの対応や災害復旧事業の工事期間を確保するために行うもので、道路災害関連事業に係るもの等39件、34億400万円余の追加及び変更でございます。うち総務部に関するものは、8ページ、県庁舎等施設長寿命化事業に係るもの、それから臨時職員賃金等計算システム更新事業に係るもの、9ページ、人事給与システム再構築事業に係るものと、総務事務処理業務委託に係るもの4件について、4,500万円余の変更、追加及び変更でございます。

続きまして、条例につきましてご説明を申し上げます。条例につきましては「平成25年12月定例県議会提出条例」で、総務部所管に係る条例につきまして2件ご説明を申し上げます。

3 ページ、議第 9 4 号奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは国家公務員退職手当法の改正に準じ、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置を見直すために所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には 3 ページ、定年前 1 0 年以内に退職するものに対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差 1 年当たりの給与の月額率の増し率を 2 % から 3 % に引き上げるものでございます。ただし、定年と退職年齢との差 1 年のものにつきましては現行どおり 2 % のままといたします。施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして 1 1 ページ、知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは知事、副知事及び教育長の退職手当の支給割合を引き下げするため、所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には退職手当の支給割合につきまして知事 1 0 0 分の 7 0 から 1 0 0 分の 6 3 に、副知事を 1 0 0 分の 5 0 から 1 0 0 分の 4 5 に、教育長を 1 0 0 分の 3 0 から 1 0 0 分の 2 7 に引き下げるものでございます。施行期日は、公布の日からとなっております。以上が今回提出しております議案の概要及び総務部所管に係るものでございます。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○林奈良県理事兼危機管理監 1 点申し上げます。「平成 2 5 年度一般会計補正予算案その他」の 6 2 ページ、報第 3 0 号地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分のお知らせについてご説明をいたします。

6 3 ページ、災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例であります。本年 6 月の災害救助法の一部改正を受けまして、同法の条項を引用する条文の整備を行うため、所要の形式的な改正を 9 月 3 0 日付で専決し、1 0 月 1 日から施行しているものでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○野村地域振興部長 地域振興部の平成 2 5 年度 1 2 月補正予算案についてご説明いたします。「平成 2 5 年 1 2 月定例県議会提出予算案の概要」の 4 ページ、ムジークフェストなら 2 0 1 4 開催事業ですが、来年で 3 回目の開催となります。6 月 1 4 日から 2 9 日までの 1 6 日間で、有料公演のほか、社寺、駅前、ホールなどでの無料公演を県内各地で開催する予定です。また、新たな取り組みといたしまして、春日野園地でのコンサート開催を予定しております。それらの事業を早期に内容を決定し、早目にガイドブックを作成し

て各種広報を展開するため、事前準備費用として400万円の補正予算を計上させていただいております。

5ページ、分散型エネルギーインフラ導入可能性調査事業では、本庁舎でのガスコージェネレーション発電により分庁舎、文化会館、美術館といった周辺施設に電力と熱エネルギーを供給する仕組みについてその導入可能性の調査を行うものでございます。この事業は、今年度に入ってから総務省が全国に募集を行ったものであり、9月に本県から申請を上げたところ採択されたものでございます。したがって、10分の10、全額国費でございます。

続きまして、県有施設長寿命化等整備事業でございます。地域振興部が所管する施設ですが、文化会館におきましては、空調自動制御設備の改修のほか、パッケージ型エアコンの更新などを実施し、施設の長寿命化を図ります。美術館におきましては、展示室の照明設備の更新や展示ケースの空調機器の更新を行い、施設の長寿命化を図ります。また、万葉文化館におきましては、万葉劇場をはじめとした展示設備の改修を行い、展示機能の向上を図るものでございます。

続きまして8ページ、債務負担行為補正追加でございます。ムジークフェストなら2014開催事業に係る契約、文化会館施設長寿命化事業に係る契約、美術館施設長寿命化事業に係る契約、万葉文化館展示施設機器改修事業に係る契約について事業期間を確保するため、記載の額の債務負担行為補正を計上させていただいております。

9ページ、債務負担行為補正変更でございます。県立大学改修事業に係る契約につきましては消費税率の引き上げに対応するため記載の額の増額変更をするものでございます。

続きまして、「平成25年12月定例県議会提出条例」の1ページ、議第93号奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例ですが、県から市町村への権限移譲に関するもので、地方自治法に基づく新たに生じた土地の届け出の受理及び告示に係る事務の移譲先について、2ページの新旧対照表のとおり、奈良市、平群町、川西町を追加するために条例の改正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 「12月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、中南和・東部地域の振興の新規事業、世界遺産登録10周年を契機とした誘客促進事業です。来年7月に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録10周年を迎えることから、主に首都圏からの誘客を図るための事業を行います。4月当初から東京駅のデジタルサイネージに広告を

掲出いたします。また、関東、東海じゃらんに特集記事を掲載する市町村の協議会に助成をすることといたします。平成26年度早々からの事業実施となりますので、今年度中に契約事務を行うため債務負担行為をお願いするものです。

8ページ、当該事業に係る債務負担行為を計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田観光局長 観光局所管の12月定例県議会提出予算案についてご説明させていただきます。

「12月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、観光の振興（仮称）大古事記展開催準備事業でございます。古事記を中心素材とした取り組みを昨年度から行っております。その集大成として来年度に（仮称）大古事記展の開催を予定しております。その諸準備を行うもので700万円の計上をお願いするものでございます。

3ページ、（仮称）外国人観光客交流館整備事業でございます。猿沢荘を外国人観光客のための施設として活用するため基本構想を策定しようとするものでございます。事業期間を確保するため800万円の債務負担行為をお願いするものでございます。7ページの債務負担行為補正追加にも同内容の記載をしてございます。

次に、7ページ、債務負担行為補正追加の奈良まほろば館管理運営事業に係る契約につきまして、奈良まほろば館が入居しております建物の現在の賃貸借契約が本年12月末で期間満了となるのに先立ちまして、建物所有者と平成29年3月31日まで契約を延伸することにつきまして合意に至りましたので、平成28年度末までの賃貸借契約を締結するために1億4,939万7,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。以上が観光局所管の提出予定議案でございます。よろしくお願いいたします。

○原山警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明をさせていただきます。

「12月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、9、安全・安心の確保の警察施設の整備でございます。これは警察署再編整備に係る宇陀警察署の分庁舎化に伴い、施設の空きスペース部分を有効活用させていただくため、県警音楽隊の活動拠点として整備しようとするものでございます。切れ目のない資産の有効活用を図るためにも警察署再編整備終了直後から宇陀警察署3階の一部の防音改修工事を行いたく、平成26年度の債務負担行為として4,275万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12、組織力の向上と財政の健全化の県有施設長寿命化等整備事業のうち警察本部に関するものは、郡山警察署で現在使用している仮設給水管を撤去し、埋設配管を布設

する改修工事の設計委託として54万円、それと女性警察官のための勤務環境整備といたしまして、樞原警察署近鉄八木駅前交番ほか3カ所の交番に女性用仮眠室、トイレ、シャワー室等を整備するための設計委託として446万2,000円の計500万2,000円の増額補正を、平成26年度の債務負担行為としてお願いするものでございます。

続きまして、6ページ、13、その他の退職手当でございます。警察本部分としましては800万円の増額補正をお願いするものでございます。以上が県警本部所管の提出議案の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○中野委員長 ただいまの付託議案の説明につきまして質疑があればご発言を願いたいと思います。なお、付託議案以外のその他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、どうぞ発言願います。

○大国委員 1点だけお尋ねをいたします。先ほど野村地域振興部長からムジークフェストなら2014の開催事業についての補正予算の説明がございました。けさの朝刊でも各紙報道されておりますけれども、昨日、荒井知事も出席をされて第5回の実行委員会が開かれたということでございます。来年は第3回目のムジークフェストということで、非常に関心を持っている行事でございます。文化芸術を推進する立場からも非常に重要な行事だろうとも感じておりますが、もう少し詳しくお知らせいただければと思います。

○竹田文化振興課長 ムジークフェストなら2014についてでございますけれども、昨日実行委員会を開催させていただきました。次回のムジークフェストなら2014につきましては、音楽で奈良を元気にを合い言葉に6月14日から29日の16日間にわたりまして県内各地で開催を予定をしております。特に県内外へのより一層の浸透を図り、集客の増加につなげるため、早い時期に公演等の内容を固め、広報を展開したいと考えております。

具体的な内容といたしましては、実行委員会が主催いたします公演といたしまして、今年度9公演の有料公演を開催させていただいたのですが、それを上回る11公演の有料公演を予定しております。これらの公演の中にはハンガリー国立フィルハーモニー管弦楽団といった世界的に活躍をされておられるオーケストラ、またミュージカル、ミニオペラ、県民参加型のコンサートなど、バラエティーに富んだ内容を今考えておるところでございます。また、開幕日、6月14日でございますが、その日を中心に週末の4日間につきましては奈良公園春日野園地に特設ステージを設置いたしまして、オープニングコンサート

のほか、民族音楽フェスティバルなど、奈良公園の景観を生かしましたイベントを予定しているところがございます。また、大変好評いただいております社寺との連携、またはさまざまな施設での無料公演のほか、来年度は学校や福祉施設等にも演奏者が赴きまして交流演奏の実施も予定しているところがございます。さらにまた、協力体制をとれる市町村との連携による県内各地への展開を目指し、現在調整をしているところがございます。また、現在調整中でございますが、今年度に引き続きましてオクトーバーフェストとか、県立美術館の展覧会等との連携により音楽だけでなく楽しみ方を提供いたしまして、より大きなにぎわいを創出したいと考えているところがございます。これら事業によりまして昨年度以上に県内各地のさまざまな会場におきまして多彩な企画で、魅力ある公演を展開したいと考えているところがございます。以上でございます。

○大国委員 これまで2回行われてまいりまして、非常に準備期間が短過ぎるなど、演奏される方々からも、準備期間がなさ過ぎるという声をたびたび聞かせていただいております。こういった意味からも補正予算で今回上げていることについては、本当に重要なことだと感じておりますが、やっぱりまだまだ県民の方々もお知りになっていない方もいらっしゃると思います。奈良市中心だけではなく県下一円にということ、ますます広げていかれるとは思いますが、もう少し県民の皆様への底辺を広げていくという意味からも、いろんなPR方法を考えていただくようお願いしたいと思っておりますし、また、何よりもネーミングがちょっと取っつきにくいというか、知事にも直接聞いたことがございますし、理解はしておりますけれども、まずはこのミュージックフェストならと、ぽんと目に入った場合、どうイメージされるかということもありますので、子どもさんから高齢者の皆さんまで、あ、奈良県がやってらっしゃる音楽、芸術を使ってのお祭りだということがわかりやすくダイレクトに入るように工夫をお願いしたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○中野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありませんか。

それでは、付託議案につきましては質疑を終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

続きまして、採決に当たりまして付託議案について、委員の意見を求めたいと思っております。

○井岡委員 付託議案全てに自由民主党は賛成します。

○荻田委員 自由民主党改革としても全員一致、議案に対して賛成でございます。

○森山委員 民主党会派も全議案に対して賛成します。

○山村委員 今回の議案につきましては賛成をいたします。

○大国委員 公明党会派といたしましても全てが必要と認めておりますので、賛成をさせていただきます。

○中野委員長 はい、ご苦労さまでございます。

ほかに意見がないようでございますので、これより付託を受けました各議案について採決を行います。採決は一括して簡易採決でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りをいたします。

議第92号中当委員会所管分、議第93号から議第95号、議第100号及び議第110号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、議第92号中当委員会所管分、議第93号から議第95号、議第100号及び議第110号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第30号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、これをもちまして付託議案の審査を終わりたいと思います。

次に、その他の事項に入らせていただきます。

総務部長から奈良県行政経営マネジメントプログラムについてほか1件、知事公室次長から奈良県地域防災計画の見直しについてほか1件、地域振興部長から奈良県エネルギービジョンの推進についてほか1件、南部東部振興監から紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みの報告を行いたいとの申し出がありましたので、順に報告をお願いしたいと思います。

○浪越総務部長 2件ご報告させていただきたいと思います。まず1点目は行政経営マネジメントプログラムの策定についてのご報告でございます。資料1の1、奈良県行政経営マネジメントプログラムの概要、それから、資料1の2、奈良県行政マネジメントプログラムをあわせてごらんいただければと思います。

本プログラムは、平成26年度より3年間で取り組むプログラムとしております。パブリックコメントの経緯を経て、12月2日に策定、公表したものでございます。

プログラムの概要を資料1の1にまとめております。基本方針といたしましては、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」政策の実現のため、あらゆる経営資源を活用するとともに、マネジメントの考え方を全面に展開することとしております。

具体的なマネジメントといたしましては、新たな視点として県庁だけで取り組むのではなく、市町村や地域におけるNPOやボランティア等、多様な主体と連携・協働していくことにより地域力を向上させつつ、施策を展開するエリアマネジメントという考え方を導入いたしました。また、各種研修等を実施し、人材を育成する人材・組織マネジメントのほか、財政健全化に資する地方税財政制度の提案と将来にわたり持続可能な財政運営を目指す財政マネジメントに取り組むこととしております。さらに庁舎、学校等の建物資産や土地を総合的に企画、管理、活用するファシリティマネジメントに加えまして、道路橋りょう等のインフラ資産の適正な維持管理や長寿命化等を図るアセットマネジメントも積極的に取り組むことにしております。これらのマネジメントの全面的な展開に加えまして、公表、対話を文化とした行政経営、業務の改善、ワークライフバランスの推進、内部統制に取り組むということとしております。

具体の取り組みといたしましては、資料1の2に95項目を掲げております。新たな取り組み項目につきましても随時検討して追加するなど、改定をしていきたいと思っております。簡単ではございますが、マネジメントプログラムについての説明とさせていただきます。

続きまして、奈良県産業廃棄物条例の検討状況についてご説明を申し上げたいと思えます。資料2の1、奈良県産業廃棄物条例の検討状況、資料2の2、奈良県産業廃棄物の見直しについて及び資料2の3、産業廃棄物税についての答申でございます。

まず、奈良県産業廃棄物条例の経緯等でございます。この条例は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として平成16年4月1日から施行をしております。今年度は2度目の見直しを行うものでございます。今回の見直しにおきましては、今年3月に発足しました奈良県税制調査会でご議論いただき、資料2の3にございます答申を11月14日にいただきました。この答申については後ほどご説明を申し上げます。

資料2の2、奈良県産業廃棄物税の見直しについて、産業廃棄物量等の推移からご説明

申し上げます。1、産業廃棄物税税収と事業費等の推移でございますが、税収はやや減少しているのに対しまして、使途事業費は上昇しているといった状況でございます。2、産業廃棄物の排出量は、この産業廃棄物税の導入直後の平成17年度に比べまして減少しているところでございます。3、再生利用率は平成17年度から横ばい状態でございます、全国水準まで引き上げる必要があると考えております。4、最終処分量は減少をしております。5、最終処分量率でございますが、全国平均よりも高く、全国水準まで減少させる必要があると考えております。6、不法投棄等の推移は減少はしておりますけれども、後を絶たないのが現状であろうかと思っております。

次に、税の使途事業についてでございます。使途事業といたしましては、①排出抑制・減量化の推進、②再生利用の推進、③適正処理の推進を大きな柱で進めてまいりました。①排出抑制・減量化の推進では、排出事業者の研究開発や設備導入への支援、技術相談、技術支援を実施しております。②再生利用の推進では、奈良県リサイクル認定製品の普及や県立研究試験場におけます研究開発を実施しております。③適正管理の推進では、各種パトロールの実施や市町村に対する支援に加えまして、不法投棄撲滅に向けた啓発活動を実施しております。

このような状況を踏まえまして、奈良県税制調査会でご議論いただいた結果、資料2の3の答申をいただいたところでございます。答申の内容につきまして簡単にご説明を申し上げます。これまでの産業廃棄物税の評価としては一定の成果が得られていると認められるが、なお一層の産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当との答申をいただいているところでございます。

また、課税方式や税率につきましては産業廃棄物の排出抑制の観点から現在も一定の効果があること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税収から成る基金積立金の残余があること等を考慮すると、現行のままで据え置くことが適当であるとの内容でございます。

使途事業につきましてはその事業費が今後5年間で税収総額と基金積立金を上回ることはないように事業の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきとの内容で答申をいただきました。現在この答申を踏まえまして、平成26年2月定例会において必要な条例改正を上程していきたいと考えております。奈良県産業廃棄物税条例の検討状況についてのご報告をさせていただきました。以上でございます。

○松山知事公室次長 奈良県地域防災計画の見直しと防災対策基本条例についてご説明申

し上げます。資料としましては、資料3の1、地域防災計画の見直しの概要、資料3の2、奈良県地域防災計画の見直しについて、さらに平成26年2月定例会でご審議いただく予定の資料4、奈良県防災対策基本条例（案）の概要を配付させていただいています。

まず、防災計画の見直しについてご説明申し上げます。資料3の1、1ページ、工程表についてです。2年前の紀伊半島大水害及び東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災計画の見直しを平成24年度と25年度の2年間をかけて行ってまいりました。さきの9月の当委員会でも見直しの状況についてご説明申し上げましたが、その後11月には県市町村長サミットでも説明したところです。今後パブリックコメント等を経て県防災会議で最終の取りまとめを行いたいと考えています。また、防災条例案については、平成26年2月定例会に提出し、ご審議いただきたいと考えております。

2ページ、防災計画見直しのポイントをまとめました。見直しの方針等と見直しの観点については、記載のとおり、人命を守る、そのために紀伊半島大水害の経験、教訓を踏まえ、また、災害対策基本法の改正等、国の動きに連動した見直しを行うものです。

個別の内容について説明します。主な見直し内容として、1、住民避難については、避難所、避難ルートの整備確保や避難勧告等に関する具体的発令基準の作成など、実際的な取り組みができるよう見直しを行いました。

3ページ、2、迅速な応急復旧については、初期対応、情報提供、早期の道路啓開について、内容を充実させ、また、公共施設等の災害予防対策として行政が行うハード面での整備等や、災害廃棄物の広域的な処理体制の整備・充実について記載しました。

4ページ、3、防災関係主体の役割分担と責任の明確化として、学校における防災教育や過去の災害教訓を伝承することの必要性等について記載しております。

5ページ、4、災害初動体制の確立については、県の災害対策本部体制や市町村への職員派遣等、組織体制などについて記載しています。次に、5、情報伝達手段の確保については、大和路情報ハイウェイのバックアップ体制の整備や災害時の事業者の取り組みに関する項目を新設しました。特に孤立集落対策として、衛星携帯電話の確保や避難所における非常用発電機の整備などの充実を図りました。6、緊急物資の供給体制の確保については、ヘリコプターによる搬送や倉庫協会など、民間事業者のノウハウの活用等について記載しました。7、支援・受援体制の整備では、県外での大規模災害発生時に本県において災害支援本部を設置することや、本県が被災した場合の応援を受ける受援体制、医療・救護体制の整備について記載しました。

次の8、9の項目については、本年2月に公表しました中間報告の後、新たに追加した項目となります。8、南海トラフ巨大地震等広域災害への対応につきましては、被害が想定される近隣府県への支援を行うためヘリポート等を併設した陸上自衛隊の駐屯地の五條市への誘致活動進めるとともに、それにあわせて県広域防災拠点の整備を図ること、そのほか記載の項目について取り組んでいくこととしています。9、原子力災害対策については、情報収集、連絡体制の整備に加え、原発立地県からの、具体的には福井県ですが、被災者の受け入れ体制の整備を市町村とも連携して図っていきたいと考えております。以上が防災計画の見直しの概要です。

続きまして資料4、平成26年2月定例会でご審議をお願いしようとしている奈良県防災対策基本条例案の概要について、現時点での検討状況について報告させていただきます。

まず、条例制定の背景ですが、紀伊半島大水害の被災経験から学んだ教訓を風化させないため、また、台風や土砂災害、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などに対応するために、この条例を策定しようとするものです。

条例の必要性については、行政の対応だけでは限界があり、災害から命を守るためには自助や共助の取り組みも非常に重要であることから、自助、共助及び公助の役割を明確にして、おのおのがそれぞれの立場で災害に備えることが必要だと考えております。

2ページ、条例の特徴についてであります。県民自主防災組織、行政が互いに連携しながら協力して防災対策を進めるとともに、過去の災害を忘れず、その教訓を生かし、防災意識を高めるため防災の日等を制定したいと考えております。防災の日等については、過去に本県において多大な人的被害が発生した日をもとに、災害の種別ごとに定めたいと考えております。地震については文献によって異なるのですが、本県で約280人から520人もの死者が発生したと言われている江戸時代末期、1854年の伊賀上野地震が発生した7月9日を、水害については昭和57年の大和川大水害で死者が発生した8月1日から3日を、土砂災害については一昨年の紀伊半島大水害で死者が発生した9月3日、4日をそれぞれの災害に係る防災の日にしたいと考えております。

3ページ、条例の構成については前文から第5章まで記載のとおりです。以上、防災計画の見直しと防災対策基本条例案についてご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○野村地域振興部長 エネルギー政策に関しまして2件ご報告させていただきます。

まず、資料5、奈良県エネルギービジョンの推進で推進と進捗状況の概要についてご説明させていただきます。このエネルギービジョンにつきましては昨年末に策定したもので

ございます。

2 ページ、エネルギービジョンの基本方針と導入目標でございますが、本ビジョンの目標で、計画期間は平成25年から平成27年までの3年間で、供給面の目標を立てております。平成27年度の再生可能エネルギーの利用量を平成22年度比の2.7倍を目指すということと、需要面からでは平成22年度の電力使用量から5%削減した状態を平成27年度まで維持すると、需要供給両面から目標を立てております。

このうち再生可能エネルギーの導入目標の実績ということで、平成22年度末の時点における太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、風力発電、地熱発電の設備容量の合計が5万7,000余キロワットとなっております。平成27年度の目標をそれぞれ分野別に立てているところでございます。2.7倍となるように目標を立てておりますが、平成25年9月末時点で、12万3,000余キロワットということで、2.1倍になっております。5年間のうちの2年9カ月、ちょうど半分の期間がたったところで大体3分の2のところまで進捗している状況でございます。順調に進捗をしているかと思っておりますが、今後推移を見守る必要があると思っております。

3 ページ、エネルギービジョンの柱立てですが、まず一番最初に、1、多様な再生可能エネルギーの普及拡大と、2、省エネ・節電スタイル、需要側の話、3、緊急時のエネルギー対策、この柱に沿って立てております。

進捗状況ですが、まず再生可能エネルギーの普及といたしまして、大きな柱であります太陽光発電の普及拡大でございます。3 ページ、事業概要の②民間事業者間の土地や屋根の貸し付け等がうまく進むようにということで、県でマッチング支援をさせていただいております。9月から募集を開始しまして、まだ少ないのですが、業者の登録が7件ございます。

4 ページ、2、家庭用太陽光発電の設備補助事業でございます。1件当たり8万円の補助で、1,500件でございまして、上期下期で現在1,458件の応募が来ており、追加募集をかけているところでございます。

3、公共施設への導入促進ということで、環境省の再生可能エネルギー導入推進基金、グリーンニューディール基金と呼ばれておりますが、これに関しまして政府要望を実施しております。

6 ページ、(2) 小水力発電の普及拡大でございます。1、地域振興に役立つ小水力発電導入支援事業で募集をかけまして6件交付決定をさせていただきました。

3、水道施設を活用した発電施設で、御所浄水場に小水力発電設備を設置するための実施設計を国の国庫補助を活用していただきまして実施しているところでございます。

7ページが6件の交付決定を行った導入可能性調査事業の補助対象でございます。所在地や協議会名、その内容を書かせていただいておりますが、奈良県の地域特性を生かした形になっていまして、東部、南部の地域が中心になっていると思います。また奈良市もございまして、これも獣害対策の電気柵の点検でございまして、小水力発電の支援が東部南部振興にかかわる部分があると考えております。

9ページ、(3) バイオマスの利活用で木質バイオマスの実証実験事業として2, 800万円余、ペレット製造時のコストの低減の検討行っておりまして、そのデモンストレーションを9月、10月に御杖村と吉野町で実施しているところでございます。

11ページ、(5) エネルギーを高度利活用するということにつきましては、1、大淀町の福神地区におけます再生可能エネルギー高度利活用推進モデル事業で、進捗といたしましては、災害時の電気自動車の活用等について検討を重ねているところでございます。2、コージェネ、燃料電池、蓄電池関係でございますが、これは先ほどご説明させていただきました12月補正予算で総務省委託事業を実施しているところでございます。3、電気自動車、プラグインハイブリッド等の導入の促進ということで、後ほどご説明させていただきますが、充電器設置のためのビジョンの整備計画の承認をいただいたところでございます。

12ページ、需要面での抑制ということで、奈良の省エネ・節電スタイルの推進でございます。1、奈良の節電スタイルの推進事業で、奈良の節電スタイルを提案し、節電協議会で今年度の行動計画策定し、冬季の節電キャンペーンを実施することを決定いたしております。

13ページ、2、奈良県の製造業者向けの省エネ・節電対策補助金といたしまして3, 000万円余でございます。1次募集で6件交付決定いたしましたが、追加募集で2件応募があったところでございます。3、県をはじめとする市町村における率先運動といたしまして、奈良の節電スタイルとまほろばエコスタイルを市町村へ周知を重ねているところでございます。

緊急時のエネルギー対策の推進でございますが、避難所機能緊急強化補助事業といたしまして、避難所に対する整備補助、11市町村に交付決定、あるいは福祉避難所にも1市町村に交付決定を行っております。

14 ページ、4、警察本部で交通安全施設等整備事業、これは平成24年の補正予算を活用しておりますが、信号機電源付加装置の整備を行っております。

5、LPガス発電、ガス発電導入モデル事業で、県立十津川高校へモデル事業として、国からの補助を生かしまして整備するということで、平成26年1月に工事完了予定となっております。

16 ページ、政府要望の内容でございます。地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築ということで、総務省、環境省、経済産業省へ先般も要望に行ってまいりました。特に①分散型エネルギーのインフラプロジェクトの採択で、これは総務省関係、②ニューディール基金で環境省に対して、両方とも知事からご要望いただいたところでございます。これにつきましては18ページありますように、知事にも総務省、環境省に出向いていただいております。その際には国会議員、あと県議会議員、また市町村長もご一緒していただきました。資料5につきましては以上でございます。

続きまして、資料6、奈良県次世代自動車充電インフラ整備計画でございまして、これは電気自動車普及するのに必要な充電設備につきまして経済産業省の補助制度を活用いたしまして、県内の充電設備の整備を促進するということで、計画を策定するものでございます。この計画にのりますと、従来補助率が2分の1であるものが3分の2に上乗せされるということでございます。

次に、1(1)整備の基本的な考え方でございますが、国が示したモデルプランに基づきます交通量、人口、面積などの基準を用いまして、路線ごと、市町村ごとに設置箇所数を算定いたしまして、①移動経路におきます充電、あるいは②目的地における充電という形でのそれぞれの市町村ごとに地域の実情踏まえて設置箇所数を出しております。この箇所数合計いたしますと、400カ所以上となっております。この夏の時点での県内における充電器の数でございますが、急速充電器が7基、普通充電器が46基、合わせて53基という状況でございまして、補助制度も活用しながら整備を促進してまいりたいと考えております。

対象となる充電設備につきましては、公共性を有するというので、例えば案内板を設置することとか、公道に面したところで誰でも出入りできること、利用者を限定しないことといったような要件がございます。

2は、先ほど申し上げました補助でございまして、この整備計画に基づくものであるならば、3分の2の補助率で、補助は受けられるということでございます。ただ数字は入っ

ておりますが、個別の具体的な設置箇所を決して限定するものではございません。

3、その他で、国の3分の2の補助制度の残りの自己負担分3分の1につきましても、先月ですが、自動車メーカー4社で、支援をするという枠組みが発表されておりますので、このようなものを活用しながら電気自動車の導入促進に必要な充電器の県内での整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○辻本南部東部振興監 それでは、資料7、紀伊半島大水害の復旧・復興の現状と取り組みについて、説明をさせていただきます。

まず、4ページ、避難者の状況でございます。資料では11月15日現在の避難者数を掲載しておりますけれども、最新の12月6日現在の状況を申し上げますと、さらに5世帯5名減少しております。避難者数が3市町村合計で79世帯171名となっております。市村別には5ページの表で、12月6日現在では、五條市は39世帯の68人になっておりますけれども、これが34世帯の63人となっております。野迫川村、十津川村は資料からの変更はございません。

次に、今後の帰宅等が可能となるめどについてでございます。来年8月末には避難されている全ての方々にご帰宅いただくことが可能となる見込みでございます。この8月末となっております11世帯21名につきましては大塔町辻堂地区の方々でございます。前回報告時には3月末に帰宅予定欄に含まれておりましたけれども、9月の台風18号の影響によりまして同地区の堰堤工事完成が3月末から8月末に延びたことから、帰宅可能となる時期も8月末となっております。なお、この表中の11月末に、帰宅等が可能となっている五條市の6世帯7人のうち5世帯につきましては既に帰宅済みでございます。残り1世帯につきましても間もなく帰宅される予定となっております。

続きまして、7ページからは避難指示や避難勧告が継続している主な地区の状況を記載しております。先ほど申し上げました辻堂地区の状況を記載しているところでございます。

続きまして、11ページの写真でございますけれども、十津川村での復興住宅の建設が進められている様子でございます。12月には猿飼地区の3戸がまず完成し、以降3月末までに計13戸の復興住宅が完成する予定でございます。避難者の早期帰宅に向けまして、また村と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

13ページ以降はインフラ等の復旧状況でございます。大規模崩壊への対策工事につきまして県工事分は平成26年度までに、国の工事分につきましては平成28年度までに完了する予定でございます。

続きまして、15ページの写真は9月の台風18号による被害の状況でございます、黒滝村赤滝と十津川村宇宮原の状況でございます。

続きまして、19ページからは河川、砂防、道路などの復旧工事の進捗状況を記載しております。いずれも今年度末にはほぼ完了する見込みとなっております、おおむね順調に進捗しております。また、農林業関係につきましても復旧工事、おおむね順調に進捗しております。

30ページ以降は産業や観光の復興の状況を記載しております。

32ページは観光関係でございますけれども、南部東部地域への宿泊客数の状況をグラフで示しております。平成25年の状況でございますけれども、いずれの月も前年を上回る宿泊客数で推移しております。

33、34ページにつきましては観光関係の取り組みの進捗状況をそれぞれ記載しております。

続きまして、42ページは先月23、24日の2日間、川上村で開催いたしましたなんゆう祭について記載しております。天候に恵まれたこともありまして、延べ4,950名の方々に来場いただくことができました。

次の43ページは海づくり大会、それから、44ページはふるさと復興協力隊の状況について記載しているところでございます。以上でございます。

○中野委員長 はい、ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの報告とその他の事項も含めまして質疑があればご発言を願いたいと思います。

○荻田委員 よろしくお願いいいたします。それでは、財政課長にまずお聞きしたいと思います。本県にとっても財政力厳しき折でございますけれども、来年度の予算編成に向けて今どういう取り組みをなさっておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう1点、特に知事は企業誘致、企業立地に力を入れていかななくてはならない、そういう中で先般法隆寺インターチェンジ並びにスマートインターチェンジ、こういったことも併設をしながら昭和工業団地を中心とする企業誘致をやりたい、また郡山ジャンクションの付近でも、去年でしたか、工業地域に、都市計画法の一部変更することを県として進められたのですが、農家の方々がなかなか農地を手放すことができないということで、うまくいかない、頓挫したという状況でございます。そのときの質問でも申し上げておるのですが、例えばそういった地域を特区にでもする。しかし一つ言えるのは、農家

の方々は一且その都市計画法が調整区域から工業地域に編入をされると同時に固定資産税が一気に上がると。しかしながら工業地域は実際にその企業が操業を始めてから初めて利益をいただくことができる状況になります。その間の固定資産税を県で補填をするか、そういった措置を講じることができれば、ひょっとすれば農業者にとっても農地を持っておいでになる関係者においても、そういった特段の措置を講じることによって、この区域の編入をしてから後、操業までの間の減免を考えていくことがどうかと思っておるわけですが、この辺はそういった事務的な作業を進めていこうという考えがあるのかないのか、お聞かせください。

それから、先般、同僚議員でございます粒谷友示議員から、生駒市に関しての質問がございました。一つはもともと旧生駒保健センターであった県の庁舎、これを県として売却をしようということで、4年越しだそうでございますけれども、売却をされました。しかしその場所は商業地域の中にあつて、そういった施設を好んで求められたのでしょうか。しかしながら、その、東側一帯は地区計画という、本当に高級な住宅でございまして、自分たちの町は自分たちで守っていこうという高度な意識で、住民の合意形成によって地区計画はなされて、良好な環境の整ったまちづくりをしていこうと、地域を自分たちでつくり上げた町でもございます。それと隣接する保健センターの跡地をお買いになった企業家は葬祭場を設置するそうでございます。

きょうの奈良新聞社の記事を見てみますと、生駒市はことし7月、事業者に対して建築確認済証を交付したとなっております。しかしそのときには、この解釈では商業地域のため葬祭場の開業を規制することは難しい、仕方がないということで一旦、山下市長は、生駒市としては建築確認済証を出さなくてはならないということだったのでしょう。しかしながら生駒市の住民であります東生駒の自治会の方々、余りにも唐突で、なおかつ葬祭場、いずれ私たちもご厄介になる施設ではございますけれども、商業地域に、特に近鉄東生駒駅前、あるいは連綿とした会社、ビルなどもございますその横に、配置されるという結果になりました。

この企業をどうだこうだという話は一切していないのです。県として保健センターを売却をされた中で、こういった葬祭場を営業されることについて、住民の皆様方の思い、困惑をされている、大変だなという思いとともに、地区計画までつくって、私たちの町は立派な町にしていこう、閑静な高級住宅街としての整えをしていこうというやさきに、片やこういったことで、県が売却をした。この場所にこういった施設が来るということについ

て、総務部長、立場が入れかわったらどのようにお考えになるだろうか。知事としてもどうお考えになられるのだろうかと思うのですが、生駒市のとられた立場は、こういったことについて市長勧告まで盛ると、地元説明会や住民の皆さんの合意形成を図りなさいということ、要綱の中でおつくりをいただきました。これは今月11日付です。こういうこと踏まえて、県としては売ったから、用途地域としては問題ない、何をやっていただいてもいいということになるのかどうか、お聞かせをください。

それから、もう1点、平成26年4月に37市町村が一つになって奈良県広域消防として設立される運びとなりました。このことにつきましては関係各位に本当にこれまで準備段階からご苦労をかけてまいりましたこと、本当に敬意を表するわけでございますし、とりわけ37市町村が一つになって奈良県の消防力、そして防災、防犯意識も踏まえて意識改革をしていこうというあらわれだろうと思います。そんな中であって、奈良県消防学校は今宇陀市にございます。市役所の近くにあるかと思いますが、非常に老朽化している。昭和40年代に建築をされたと聞いております。兵庫県やいろいろなところの消防学校の視察をしたり、安全・安心のまちづくりや、あるいは自主防災という関係の団体と一緒に視察をすることがありました。そんな中において今現在この消防学校、どれだけの人員が入校され卒業されているのか、そして、県外の施設と奈良県の消防学校の施設を比較して今どのようになっているのか、まずお聞かせください。

○西川財政課長 来年度予算に向けての取り組み、とりわけ財源の確保という観点での質問だっと思いますが、予算において、特に財源の面で申し上げますと、まず自主財源の一番かなめとなりますのが税でございます。この税につきましては従来から税務課等を中心に積極的な徴収対策等、あるいは税務滞納対策等によりまして取り組んでいるところでございますが、一部景気が回復傾向にありまして、法人税収等、若干の回復が見られるような状況もございますが、依然として税全般につきましては予断を許さない状況であろうかと思っております。当初予算におきましては、その税収を的確に見込みますとともに、それを今後の税源涵養に資するような取り組みについても積極的に予算で対応したいと考えております。

もう一つ、県でありましたら国からの地方交付税が歳入の一番大きい部分を占めておりますが、これにつきましては今まさに国で地財折衝されているところでございます。国の予算の確定とともに、来年度の地方交付税、地方財政対策が決められますので、その状況を注視して、これにつきましても的確に来年度予算にその見通しを反映するとともに、そ

れらを踏まえまして歳出面におきましては、必要などころにはしっかりと予算措置をする一方で、節約すべきところは当然節約してメリ張りのついた予算を編成したいと考えております。加えまして、従来から県では国庫支出金、国のお金をできるだけ活用するというところで予算編成をしております。国では今、平成25年度の補正予算編成をされておりますが、通常国の補正予算は、地方への財源措置が手厚うございますので、これをできるだけ活用して県でも補正予算と当初予算を一体のものとして編成して、できる限り財源を確保しつつ必要などころに必要な予算をつけるということで予算を組みたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中野委員長 農地の市街化の部分がありました。それはどなた答えますか。

○浪越総務部長 所管の部ではございませんので、どうするのかについては答えられないと思うのですが、企業誘致の推進は必要でありますので、市町村が自主的にいろんな取り組みをされるという形で、今進めております。県でもその部分で優遇策という形で進めております。所管が違いますので、それについてコメントはひかえさせていただきます。

○中野委員長 わかりました。結構です。

(「よろしい、税を財政課が持っているのだったら、当然知らんじゃ済まん。」と呼ぶ者あり。)

○中野委員長 それを整理、後ほどしてください。それで県有地の売却について。管財課。

(「いやいや、総務部長が答えて。」と呼ぶ者あり)

○中野委員長 売却の件についても、浪越総務部長、お願いします。

○浪越総務部長 まず、県有地を売却するに当たりまして意識をしておりますのが、平等の原則によりまして、行政によるその裁量権の濫用にならないという視点が重要かと思っております。都市計画法に用途地域が定められておりまして、それぞれの地域によって建物の用途が制限されているわけですが、その用途地域で建設できる用途をさらに制限するのは平等の原則という形で慎重に取り扱わなければいけないと思っております。県が売却するに当たりまして、用途の制限は売買契約の中でうたっておりまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、これに規定する用途に供することを知りながら所有権を移転し貸与してはならないという契約でもって、売却先に契約解除を求めるといことが考えられますけれども、この規定だけをもってその契約解除というのは、今回の場合なかなかできないと思っております。

当該案件が、先ほど荻田委員もおっしゃられましたけれど、売却先が7月に生駒市に對しまして都市計画法に基づく用途変更申請をされました。これは事務所という用途を集会所に変更することによって、葬儀場という形の使い方ができますが、それについて生駒市が認められた話になっております。県としてこの行政処分の決定、異議、取り消しはなかなか求めることはできないと思います。先ほど申し上げましたが、葬儀場は建築基準法においては、集会所の一種に扱われておりますので、申請をされてそれが認められたということでございます。先ほど申し上げました平等の原則だとか、裁量権の濫用といったことを考えますと、この葬儀場の建設について県が行政目的を持った形で制限を加える形または行政処分の指導を行うことは困難と思っております。

しかしながら今後民間に売却をする場合、いろんなことを考えていきたいと、本会議でも答弁をさせていただきました。例えば今考えられるのは転売の制限をする、期間制限をするような方法もあるのかとは思っておりますが、それも未来永劫転売することはだめだということとはなかなか難しいであろうと思います。一時的な効果になろうかと思うのが一つと、地元に対して情報を提供して、ご意見をいただいたものについて、例えば入札の仕様書のところに何らかの意見を加えるようなペーパーを入れて入札をすることも考えられるのではないかと思っております。行政目的というところで、そういった制限の世界は必要なのかと思っておるところでございます。以上でございます。

○村戸消防救急課長 消防学校の現状につきましてお答えします。消防学校は消防組織法に基づきまして、消防職員、消防団員の教育訓練を行うために県が設置しなければならない施設とされております。その中におきまして消防職員の初任教育、その年に入りました消防職員の訓練をする課程がございます。それが一番大きな課程でございまして、ことしであれば70名、消防職員が入校されて卒業されております。また、施設につきましては昭和48年設置以来40年近くたっておりまして、委員お述べのとおり、老朽化がかなり進んでおります。また、当時と比べまして、消防活動の複雑多様化するそういったニーズに合うような訓練がその施設においてできない状況もございまして、例えば模擬火災訓練と、水難救助訓練につきましては三重県の消防学校の施設をお借りしまして実施している状況です。また、施設の規模につきましては、例えば敷地面積でございましたら、全国平均と比べまして約4分の1程度の敷地面積といった、全国と比べますと狭いその敷地の中で学校の訓練等を行っている現状でございます。以上でございます。

○荻田委員 まず、用途地域についての話をしました。企業立地といったところは所管が

違うということをございましたけれども、税収の歳入についてということから話をしているのです。県として企業立地をするという気持ちは税収、歳入を増大させていくという大きな狙いがあるわけですから、当然県の中で、あるいはまたその地域を特定する市町村についても、市町村長と協議をしていただかないといけないけれども、税収を得るためには県として企業立地をする場合にはこういった形で減免をして、調整区域から工業地域に編入できないかというところをまず総務部できちっと組み立てをすることが財源構成の中で一番正しい道ではないかと思っているのです。知事がいくら企業立地をする、誘致をしたいと言っても、持っておいでになる土地所有者は、それではぐあいが悪いということでは何も前を向いて進まないという現実から、用地確保のためにはそういった措置も県としてタクトを振る責任が大いにあるのではないかと思っています。この辺については、どちらにしてもまた来年2月県議会で知事に対して質問をしていきたいと思っています。

それから、旧生駒保健センターの件です。例えば総務部長やここにおいでになる皆さんが、その地区計画の中で住居を構えられていたら、皆さんはどのような行動をとられるのだろうか。3,000数名に及ぶ、反対署名が生駒市に出されています。皆さんだったら出しませんか。それを代表して総務部長、教えてください。県は最終は、売ったから後はどうでもいいという結果論です。これからはこんなことがあってはいけないからいろいろな条件を付すことを考えていこうではないかという、答弁でした。今現実はどうなのか、この地域住民の方々は心配をなさっておられる。県は売った責任者として道義的な責任はどうなのかをもう一回答えてください。

それから、宇陀市にある消防学校、もう40年たっているようです。そして規模も敷地面積が全国的に見て4分の1ぐらいしかないということ。今、広域消防の軸となるところが、橿原市だと聞いています。そういう中で、ぜひこの老朽化した消防学校を旧高田東高等学校の場所に移転をしたらどうかと思うのです。いろいろな手続がいろいろな形であるでしょうし、この場所よりももっといい場所もあるかもわからない。広域消防、そして消火活動、そして科学的な要素を含んだ高度な消防、消火活動、こういった庁舎的な整備を一段と早く、今の場所を移転して迅速に進めていかななくてはならないと思います。37市町村が一つになって広域消防をやっていく中で、ぜひ新しい場所で、そしてみんなそこで研さんを積んで訓練を重ねて、迅速な対応ができる消火力、消防力をつくり上げてもらいたいと思うのです。

そこで林危機管理監、今申し上げた点について現在の状況と、これからどういう方向を

向いていくのがいいのだろうというところがあれば答弁をいただきたいと思います。

○浪越総務部長 今回の旧生駒保健センターの売却につきましては、答弁のときにも申し上げたのですけれども、行政で使うかどうかを、まず考え、県は行政目的で使うことがない。生駒市ではどうなのか、それもない。そうであれば資産の有効活用の観点から民間で活用していただくということで、民間への売却という形になりました。当然先ほど申し上げましたように、平等の原則という立場からでいきますと、県が権利の濫用という形で、例えばパン屋さんはオーケーだけれども、葬儀屋さんはだめだいう制限をどのように説明できるのかが重要になってまいります。そういった形が権利の乱用ということになるのではないかと思います。道義的という点は人の道というお話かと思いますが、法のもとの平等という原則の中で行政機関としてどのような形をすれば一番いいのかということになるかと思います。今の民間での活用を促進して地域で役立ててもらおうという立場でいいますと、司法上の契約関係になるのかと思いますので、そういったこと考えますと単純に用途制限できると言い切ることは難しいかと思っております。以上です。

○林奈良県理事兼危機管理監 消防学校の件ですけれども、委員からもいろいろとお話をいただきましたし、また先ほど担当課長からも申し上げさせていただきましたが、消防学校の建てかえ整備につきましては移転も含めて事務的に内部検討を行ってまいりたいところであります。どういう時期に、そしてまたどういう立地場所、そしてまたそのときの交通アクセスはどうするのか、あるいは新しく建てかえた場合に有する機能の中身はどうしていくのか、そういったことなどにつきまして全体的な視点から、より本格的な検討に入っていく段階に来ているのではないかと、認識はしております。

そうした中で場所のことをお触れになりましたが、新広域消防との関係などから、例えば高田東高校といった県有地がどうかということも検討の対象には当然なるのではないかと思います。ほかには、先ほど兵庫県の話しをされましたが、兵庫県も含めて幾つかの他県の事例を見ますと、広域防災拠点に併設しているといったケースも見られます。そんなことなども含めて場所についてもしっかりと検討していく必要があるのではないかと思っております。さらに現在の消防活動に求められるより高度なレベルの技能が習得できるような施設整備も必要になってきているのではないかと思っております。そんなことも含めて検討を深めて、その熟度を高めていきたいと思っております。

○荻田委員 生駒市には集会所施設として届け出をされた。集会所イコール葬祭場、これが都市計画法上そうなっているのかどうか、わかりませんが、どちらにしても県が売っ

た責任という名において、一度は住民の方々の意見をまず聞くと。そして事業者とも対応をしていただくことが一番肝要ではないのかなど。そのことによって県として公権力をもって変更してもらいたいということではなくて、売った責任者として住民の皆さんの生の声も聞いていただいた上で、県が事業者に対してお話を聞いていただくということではと思うのですが、その辺はどうお思いになるのでしょうか。

それから、宇陀市にある消防学校の件については、広域消防が新しく平成26年4月にスタートするものですから、当然こういったことについては一番の懸案事項になってくるかと思えます。そういった中で組織力、消防力という観点から、迅速な施設設備が必要不可欠ではないかと思えますので、ぜひ前向きに検討していただけたらありがたいと思えます。

それから、もう1点だけ。警察本部長を中心に警察としては年末年始の雑踏警備など大変な状況でご苦労かけます。奈良市内でも、子どもが親を殺すという事案も出てきておりますし、犯罪抑止のために日夜頑張らせていただいていること、敬意を表するわけですが、より一層引き締めて年末年始の雑踏警備を含めて、安全・安心で暮らしていける、まちづくりのためにご努力をいただきますよう心からお願いを申し上げておきたいと思えます。以上でございます。

○浪越総務部長 きょうの新聞に要綱を生駒市でつくられたというお話がございます。それについては新聞報道でしか知っておりませんので、生駒市とまず話し合いをしてみようかとは思えます。生駒市に現状についてヒアリングをさせていただいてと思っております。以上であります。

○荻田委員 新聞資料でお話をさせていただいています。この葬祭場事業計画を反対をするという3,072筆の反対署名が市長宛てに出されているということでございます。そういう中で県も生駒市の事情を聞きながらも、一番、困っておいでのなるのは、その住民の方々でございますし、ましてや今、市立病院が、徳洲会病院を指定管理者制度として受けるということでもありますから、こういった中で環境ということも考えながら県は市と迅速な対応をお願いしておきたいと思えます。以上で終わります。

○山村委員 それでは、3点伺いたいと思えます。

まず最初に、警察の概要について警察本部にお伺いいたします。実は市民の方から相談がございました。ぜひとも県警察に自分の思いを伝えてほしいということですので、お話ししたいと思います。

10月7日の夜11時過ぎに4人の警察官がパトカーでご自宅を訪問されました。そして子どもの安全確認をさせてもらうということで、長男の身体検査をして、次女を外に連れ出して事情聴取をされたということです。そのときは児童虐待ではないかという110番通報を受けて交番から出向かれたということを知っておられます。しかしまたその直後、10月22日に今度は深夜2時過ぎに4人の警察官がパトカーで訪問されて、風呂場まで上がられて入浴中の長男を確認されたということでありました。当事者のおうちには受験生が2人おられまして、いつも深夜まで勉強をされていると。母親が厳しく注意することも多くあって誤解を受けるということもあるのではないかとご本人が認めておられます。しかし1回目の訪問で虐待の疑いも晴れており、なぜ2度もパトカーで、しかも深夜2時という時間に玄関をあけたままでの対応ということで、大変精神的なショックを受けておられます。隣近所からも好奇と非難の目で見られるということで、大変つらい思いをなさっておられます。

本来虐待の疑いということで110番通報がありました場合に、警察官が出動されることは理解をいたします。1度目の訪問があった後に児童相談所に連絡される等の児童相談所との連携はなさっておられるのかどうか、これは当然のことではないかと思うのですが、ご本人は児童相談所からの連絡や問い合わせもなく、いきなり2回目のパトカーでの訪問ということで、その点については納得できないと言われております。また、警察内部ではこうした出動があった場合に必ず引き継ぎがされているはずだと思いますけれども、なぜ2度も同じことが起こっているのかと、自分たちは信用されていないということで、非常にショックを受けておられまして、市民生活についてあまりにも配慮がないのではないかと憤りを持っておられます。奈良署へはご本人からもこうした問い合わせや抗議をなさっているとは聞いておりますけれども、この件の対応につきまして警察としてはどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○太田生活安全部長 お答えいたします。児童虐待事案につきましては一般的に子どもの命にかかわる重大な事案であり、何よりも迅速な対応が最優先であると考えております。したがって、常日ごろから児童虐待容疑事案があった場合は、迅速に現場急行して児童の安否確認を最優先するよう指示しているところであります。

委員お尋ねの件に関しましては、1回目が本年10月7日月曜日、午後11時48分ごろ、2回目は10月22日火曜日、午前2時25分ごろ、いずれも深夜時間帯になるわけですが、大きな物音がする、子どもの泣き声とどなり声がする、児童虐待ではない

かという110番通報に基づきまして、管轄する奈良警察署大安寺交番の制服警察官がパトカーにより現場急行した事案と認識しております。当該事案につきましては家人からの事情聴取、あるいは児童の身体の確認等を通じまして児童虐待ではないということを確認しております、児童相談所には通告しておりません。

委員から1回目に児童虐待事案ではないと確認したのに、なぜ2回目に行く必要があったのかというご質問ですが、先ほども言いましたけれども、命にかかわる事案でございます。事案の特殊性に鑑みれば、たとえ何回通報があっても警察官が現場急行し、自分の目で児童を確認し、安否を確認するのが当警察の当然の責務であると考えております。また、委員から2度目も制服やパトカーで行ったことは配慮が足りなかったのではないかという趣旨もございますが、先ほども申しました、警察といたしましては、子どもの命にかかわる事案であるということで、一番近くにある交番から警察官を行かせると、これは当然のことではないかと考えております。いずれにしましても児童の安全確保を最優先にしたものであり、この点、十分ご理解いただければと考えております。以上です。

○山村委員 警察官として職務をきちんと全うされ、犯罪を防止しようという意思について、理解しないわけではありません。そういうことは必要なことであると一方で理解しております。がしかし、警察がそうやって市民の生活を守るという立場に立っておられるのでしたら、市民が受けるダメージについてもあわせて考えていただかなくてはならないと思います。1度目は何もなくても、2度目に何かあるかもしれないということは、当然起こり得る可能性もありますので、全くないと言い切ることはできないかもしれないと思いますけれども、しかしその通報が、どういう形であるのか、同じ方から3度も4度も通報があるのか、そういうことであれば全く同じ対応をされるのかということもあると思うのです。やはり一度疑いが持たれた時点で児童相談所との連携などをしていくことも、2度目も何もないということではないわけですから、当然必要ではないかと思えますし、市民の思いとして、命を守るために警察官が働いてくれていることを否定するのではなく、命を守っているというのであれば、やはり善良な市民である自分たちの生活についても十分配慮が必要ではないかと訴えておられます。その点は合理性があると思うのですけれども、そのことについて市民からの訴えでありますからどう考えていらっしゃるのか、この件については今後の対応ということに生かしていただかなくてはならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○太田生活安全部長 児童虐待容疑事案は、当方ではストーカー、あるいはDV事案と同

じように位置づけております。一步対応を間違えれば子どもの命にかかるわけです。1回目の通報で現場に行き異常がない。次、2回目の電話があつて何もないから放っておくわけにはいかないと思います。やはり自分の目で確認をとって、子どもの身体に傷がないかどうか確認する、これは警察として当然のことだと考えております。したがいまして、2回目に行った場合、1回目も含めまして、サイレンを鳴らしていない、あるいは赤灯も回していないという点で対応させていただいているということですが、1分1秒を争う事案と把握しておりますので、一番近くの交番所から制服警官を行かせるのを第一義に考えております。以上です。

○山村委員 同じことは繰り返しませんけれども、今の答えでは同じことがまた起こるのではないかと思います。警察が、今までの全国で起こっている事例で、例えばストーカーの事件とか、あるいは児童虐待の問題で命が失われてから、どうしてあのときに対応してもらわなかったのかという実態があることは承知しております。ですので、そのことを何とか防止したい気持ちであるということについて、それがだめだとは全然思っていないけれども、しかしこの方の訴えというのは、やはり警察権力を行使をされる場合に市民の生活がどのような影響を受けるのかも十分に考えて行使をしてほしいということでありますから、正当な訴えであると思っています。ですから、そのこともどういう形ではあっても勘案していただくことが必要ではないかと、申し上げておきたいと思います。お答えは何度聞いても同じことを言われるのであれば、そのことで申し上げておきたいと思います。

○原山警察本部長 お答えは要らないということですが、ぜひご理解を賜りたいということで、この事案の場合、午後11時48分でございます、ほぼ12時です。それともう1回は午前2時25分でございます、深夜2時半でございます。それを大きな声とか、物音が聞かれたということで、匿名で110番をされているわけです。聞こえたということですから、ご近所の方だろうと思います。今本当に見て見ぬふりをするような方が多い中、ご心配で、じゃあその時間、活動しているのはどこだ、とりあえず警察しかないわけです。本来は児童相談所とかにいろいろご相談されるケースはあると思います。今回つけていますが、大国委員もつけられていますけれど、11月は児童虐待防止月間でございます。国を挙げて子どもの命を守る、悲しい児童虐待を絶対防がなければならないということで、県もこども・女性局長を中心にキャンペーンで、警察も当然一緒だという気持ちで、その中に差し伸べた手が子どもの命綱に、連絡は匿名で行うことも可能です。こういうことをもうしなくていいですみたいな風潮をもしつくとしたら、そちらのほう

が恐ろしい。

本当に罪のない子ども、今回のケースはそうではなかったけれど、しかし時間が余りにも、我々が判断をするとき、もう一度、やっぱり確認しなければならないと。ただ、山村委員がおっしゃった部分についても、それはご意見として参考にさせていただきながら現場対応していきたいと考えております。しかし、現場の者を絶対責めてもらいたくない。それで腰を引くようなことがあって、大変な事案につながったら、誰が責任とるのかというのを本当に強調したいと思います。警察庁も平成18年、その前からもあったのですが、児童虐待の通達に関しては、児童の安全の確認、だからみずから安全確認しなさいと。そして安全の確保をまずその次にやりなさいということを児童虐待の容疑の可能性のあるものについては、大きく構えて、それでそういう状況がなかったということだったら安心できるじゃないかという姿勢で、これはやらせていただきたいと思います。どうかご理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

○山村委員 警察本部長からお答えをいただきました。原山警察本部長が強調されましたように、児童虐待で命を落とされることがあってはならない、そのために使命を持ってやっておられるということについて何ら異論があるわけではありません。そのことについては理解をしているつもりです。ですが、今も申し上げたとおり、この場合、児童相談所にも通報されておられなかったですし、真夜中ということで、ご近所とのいろんな関係も当然あると思います。長年住んでおられる方ですから、いろんな実情もお互い知り合った中で生活なさっているときに、全く知らない、新しい方が引っ越してこられたといういろんな事情が、その背景にはあると思うのですけれども、そのことで手を緩めてくれとか、今後の活動を制限してくださいとか、そういうことを言っているわけではなく、2度3度4度と、同じことを繰り返されることになった場合に、市民に配慮が要るのではないかと申し上げているので、その点はもう一度申し上げておきたいと思います。

次に、職員の長時間勤務について伺いたいと思います。今、ブラック企業が社会問題になっております。そういうこともあって県庁職員の家族の方からご相談がございました。出先の事務所にお勤めの方ですけれども、毎日帰宅が深夜に及んでおり、相当疲れているようなので、このままでは健康が心配だと言っておられます。早く帰られないのかと言っても、自分だけでなくみんなが頑張っていると。仕事がたくさんあって片づかないということでもあります。残業代も十分もらっていないでこのような長時間労働はまるでブラック企業ではないですかということで、何とかその調査をできないのか、改善をしてほしいと

訴えをされました。

お聞きいたしましたら、月によって変動はありますけれども、通常でも定時に帰ることはほとんどなく、9時10時は普通で、時には午前2時とかになるときもあるということでもあります。このような実態について把握されているのかどうか、その点についてまず伺いたいと思います。

○中村人事課長 職員の超過勤務の件でございます。統計で申し上げますと、職員1人当たりの超過勤務時間数でございますが、平成23年度に至りましては、東日本大震災、それから台風12号の関係もございまして、月当たり約15時間という実態がございました。平成24年度に至りましては月12.3時間という実態もございます。平成24年度につきましてはサマータイム期間が実施されたこともありまして、定時退庁の徹底ということで若干下がったと思っております。委員お述べの超過勤務の実態につきましては、そういったことでございます。

職員の超過勤務につきましては、まず所属長が時間外勤務を事前に命令する。そして命じた時間外勤務に対しまして超過勤務手当を支給するという原則で適切に運用されていると認識しておるところでございます。時間外勤務は、委員お述べのとおり、職員の健康、また仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスという観点からかなり問題がございましたが、公務能率にも悪影響を及ぼすものでありますので、その縮減につきましては行政運営上重要な課題の一つと認識しておるところでございます。職員の健康の維持、それから公務能率の向上を図ることを目的といたしまして時間外勤務及び休日勤務の縮減に関する指針、また時間外勤務等の取り扱い要領を策定いたしまして、労働時間の短縮に向けまして平成10年4月1日から施行しております。その後、早期退庁を呼びかける庁内放送の実施、あるいはまた定時退庁におけます全庁一斉消灯の実施など、さまざまな取り組みを行ってきたところでございますが、さらに定時退庁日、毎週水曜日でございますけれども、適宜職員労働組合とも協力して各所属を回り退庁を促したり、あるいはまた、ことしのサマータイム期間中には定時退庁のときに県の部局長等によります退勤を促すリレー放送を実施するといった取り組みも行ってきたところでございます。今後も適正な超過勤務の実態の管理を行うために所属長とのヒアリングの際に現状把握に努めてまいりたいと思っておりますし、職員のさらなる超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○山村委員 職員の超過勤務を縮減する取り組みは当然必要なことだと思っておりますが、

お聞きいたしましたのは、先ほど例に挙げましたような深夜に及ぶ仕事を連続してされておられる職場もあると、そういう労働者が一体どのくらいの時間働いているのかを把握なさっているのかどうかをお聞きいたしました。職員の健康管理という点からいいたしても、労働基準法によって職員が何時間労働しているのかをきちんと管理しなくてはならないとなっていると思うのですけれども、出勤時間、退庁時間についてどのように管理をなさっておられるのか、きちんとそういうことがわかるようになっているのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○中村人事課長 各所属に出退勤管理システムがございまして、職員の出勤と退勤時間がわかるわけですが、従来の出勤簿にかわるものと思っております。確かにその出退勤システムにおきましては職員一人の退勤時間を調査することは可能でございますけれども、実際にはその退勤時間が全て超過勤務という時間ではないとも考えているところでありまして、非常に困難な作業だと思っておるところでございます。委員お述べの各所属におきます、職員の1人当たりの超過勤務について全て把握しているのかというご質問でございますが、人事課に報告はございますので把握はしておりますが、実際にそれを分析するといったことはまだしておりませんが、各所属によって超過勤務の実態と申しますか、超過勤務の多い、あるいは少ないというのがあることは、認識しておるところでございます。

○山村委員 その出退勤簿にかわるものがあって、カードで管理されているのだと思うのですけれども、それを分析すればきちんと県庁職員が大体何時間ぐらい職場におられるのか、その仕事の中身はともかくとして、残業をしている状況が一目瞭然にわかるシステムはあるということです。通常、職場には安全衛生委員会という形で、労働時間の実態がどうであるのかチェックをされる機関があると思うのですけれども、そういう場できちんと管理なさることが必要ではないかと思うのですけれども、この方がおっしゃっているのは、その実態がどのようになっているのかを明らかにしてほしいと、調査をしてほしいということが希望ですから、どういう実態になっているのか、実際にどれだけの時間超過勤務をなさっておられるのかを調査をして明らかにしていただきたいと思いますが、それができるのかお聞きしたいと思います。

○中村人事課長 できるのかどうかということではありますが、同一職場の中でも特定の方にその業務が偏っている実態もございましては聞いております。また事務の改善とか、またはその事務の効率化といった取り組みがなされているかどうかといった問題もござい

ますので、今後はその所属とのヒアリングを行う際に現状把握に努めてまいりたいと思います。

○山村委員 聞いておりますのは、出退勤簿ではないですけれども、出退勤簿にかわるシステムで把握される労働時間の実情、実際のところはどうなのかということをお明らかにしてくださいということなのです。実は同じような訴えが、これは書面で届いたのですけれども、労働者の方です。今回お知らせしたいことがあるということで、奈良県庁こそがブラック企業だと。県庁では超過勤務をしても時間外勤務手当は本来の労働時間の3分の1、もっと低い水準しか支給されておられません。そのほか休日出勤もあるということです。実際、この方も予算等の関係がありますから上限があることは理解しておられます。がしかし現実には、この間職員が少なくなって仕事量が非常に多くなって頑張っても残業せざるを得ない状態になっている中であっても、所属長による業務内容についてその指示という点で改善がされていないことで、自分たちとしては一生懸命仕事に邁進しているにもかかわらず、こういう状態が続いていることについて非常に怒りを持っておられます。奈良県庁には出退勤読み取り機がありますから、出退勤読み取り機の労働時間、これを正確に調査をしてくださいと訴えておられるわけです。

このように働いておられる人からの訴えでもありますし、以前はマスコミでも盛んに空出張とか空残業とか、問題になる事案がたくさん言われていた時期もありましたけれども、現状を見ておまして、大変厳しい予算で、人件費を特に減らす努力が続けられてきたと。給与も人員も削減され続けてきているのが現状ではないかと思えます。そういう中で欠員も十分補充されない実態もあるということが今回の質問でも言われておりましたけれども、サービス残業や超過、長時間過密労働が起こり得る状況が広くあるのが今の状態ではないかと思うのです。そういう状況は正常な状態とはとても言えないと思えます。自治体の職員の皆さんは県民の福祉の向上ということで、不偏不党、全体の奉仕者ということで非常に働き、一生懸命働いていただいていると思うのですけれども、そういう職場にある方がみずからの人間らしく働く労働の権利がきちんと保障されない状態であることはゆゆしき問題であると思えますので、率先して改善をしていかななくてはならないと思っております。そういう点から見ましても、この訴えておられる中身にきちんと答えていただいて、実際の労働時間がどういう実態になっているのかを明らかにして報告をしていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○中野委員長 それは個別の案件としてやるのですか。

○山村委員 個別ではなくて、どの方をと指定しているわけではありませんので、全部の職場でそれができるのは難しいのではないかとおっしゃっていましたがけれども、できる範囲でやっていただけたらと。基本的には全部の出退勤の状況は記録されているわけですから、やろうと思えばできるけれども、時間的な問題とか、いろいろなことがあるのではないかと推察をしているだけで、できれば全部出していただくのが正当かと思います。

○中野委員長 調査できるのですか。

○中村人事課長 先ほども申し上げましたように、出退勤システムでございますが、出退勤システムにおきまして職員一人一人を、これも繰り返しになりますけれども、退勤時間を調査することは実際可能かもしれませんが、いわゆる皆さんが県庁から出られる退勤時間が全て超過勤務時間であると認識することは、難しいかと思っております。例えばいろいろな身の回りの整理をしたり、その他いろいろな勉強会をしたり、勉強会も業務といえば業務かもわかりませんが、そういったこともありまして、退勤時間をもって、それが超過勤務時間を計算する材料になるかどうかは難しい状況と認識してます。超過勤務命令などの退勤管理は管理職等の責務でございますが、その徹底には努力してまいります。退勤管理がなされていない職場があれば実態を十分に確認した上で所属長に是正方を模索するなど、事情聴取して個別に対応していく所存でございます。以上でございます。

○山村委員 申し上げているのは、実際に残業しているかどうかわからないと、そこにいるから全部仕事しているのではないとみなされる部分もあるのではないかとということで、できないとおっしゃっていると今の回答ではお聞きしたのですけれども、実態としては仕事をなさっておられる方がほとんどだと思うのです。ですので、給料の支払いはどうかとか、その問題を横に置いておいて、とにかくその労働時間の状況はどうかを調べてくださいということなのです。それと実際に超過勤務として払われている金額が違うのではないかと訴えておられますけれども、それは別に置いても実際の勤務時間はどうなっているのかと。把握できる方法があるのですから、そのことをきちんと明らかにしてくださいということで、それをできないわけではないとおっしゃっておりますので、やっていただきたいのですが、どうですか。

○浪越総務部長 超過勤務の問題につきましてはかなり意識をしておりますが、業務は結構季節的に忙しいところがございます。例えば財政課でありますと予算の編成時期は期限が決められてきますので、委員がおっしゃったような勤務、若いときはそういう形の勤務をしてまいりました。ただそれが日常茶飯事でずっと続いているのかで申し上げますと、そ

ういう波はございます。各所属で一人に業務が集中したりしていないのかと、そういうところがうまく管理職で業務を配分して、それを進めていくことが大事だと思っております。各部局に対してはそういう形がないのかどうかを、人事課もヒアリングの中でやっていくように話をさせていただきました。言われた退勤時間の話ですけれども、全てを出すのは当然かなりの業務になるだろうと思います。例えばそれをどう特定するのかという話になってくると思いますので、これについては人事課と、あと委員とでお話をさせていただくなりして、協議させていただいたほうがいいのかと思います。

○山村委員 はい、わかりました。協議をした上でそうした実情が明らかになるということでしたら、当然協議をさせていただいて、やっていただきたいと思っております。といいますのも、やはり労働されている方々の健康管理という点でも、労働安全基準法では月100時間以上残業があるような方は医師の面接指導が必要であるとか、80時間以上になれば過労死ラインであるとか、当然のことですけれども厳しい規制があります。そういうことをきちんと把握しないでいること自体が大問題だと思っておりますので、そういう実態をしっかりと把握されることをまず望みたいと思っております。その点につきましてはよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、もう1点、この職員の訴えの中に出ておりますのが、超過勤務手当がきちんと払われていないという問題ですが、この点につきましても法令を遵守されるということであれば、きちんとされるべき問題だと思っておりますので、それは今後検討していただきたいと思っております。残業を幾らでもたくさんやって超過勤務手当をどんどん払えばいいとか、そういうことは決してないと思うのです。最初に人事課長がおっしゃったように、残業はできるだけ少なくして合理的な仕事ができるような環境をつくっていかれるようにすることをまず第一に望みたいと思うのですけれども、そのためには人員の配置の問題、あるいは定数に見合う人が補充されていない問題ですとか、改善すべき点があるのだと思っておりますけれども、そのところをきちんとまずやっていただくことを望みます。この点については意見として述べておきたいと思っております。

それから次に、3点目お伺ひしたいと思っております。防犯カメラの設置についてですけれども、県の事業で防犯カメラ設置についての助成が始まっていると聞いております。一面では犯罪の予防という面があると思うのですけれども、同時にこの防犯カメラの設置は憲法に定めるプライバシー権や肖像権の侵害にもつながる、そういう重大な問題であると認識しておりますので、慎重に考えていかななくてはならない案件だと思っております。

実はこの実施に当たりまして、実際に導入をされようとしている王寺町の住民から不安の声が寄せられております。防犯カメラ設置に当たって、設置運用に関する条例が提案されているのですけれども、その内容について疑問があるということでした。案文を見せていただきましたけれども、設置目的ということで第1条があるのですけれども、街頭犯罪の防止、犯罪に対する抑止力、治安維持の促進及び安全・安心なまちづくりの推進を図り、もって町民等の権利利益を保護することを目的とするとなっているのですけれども、その目的の中に治安維持の促進がうたわれておりましたり、また第2条の中でも防犯カメラで犯罪の予防、その他公共の安全の維持を目的としてまで書かれている内容ということなのです。

防犯カメラの効果として考えられているのは、犯罪を予防する、あるいは犯罪が起こったときの犯人の特定のためと聞いているのですけれども、この文章で言われていることが目的とされるならば、何が治安を乱すことになるのか、公共の安全の維持と言われましてもその内容は非常に曖昧で幅広い内容を含んで、さまざまな市民生活に影響が出るのではないかと不安を持たれるのは当然のことだと思います。ですので、県としてこの事業推進に当たりまして、設置をされようとする市町村に対してどういう指導や対応をなさっているのかについて、まず伺いたいと思います。

○山崎安全・安心まちづくり推進課長 お答えします。地域防犯力の向上事業のことについて、モデル事業を現在やっております。地域住民が主体となる地区の防犯協議会が実施主体であります。例えばパトロールでありますとか、防犯マップの作成といったソフト事業、これが中心ですけれども、それを補完するものとして防犯設備の機器の整備というハード面の整備があります。このハード面の整備の中に選択肢として防犯カメラも入っております。これは犯罪の抑止効果が高く住民のニーズも高い設備でありまして、その地域の実情に合わせて住民の判断により選択されるものであります。

なお、カメラが設置される場合ですが、撮影される個人のプライバシーの侵害はあってはなりません。その運用には十分な配慮が必要です。そのため防犯カメラの設置に当たっては設置者において設置基準の策定、また基準が守られるための厳格なルールづくりが不可欠であります。県では実施の市町村及び地区の防犯協議会に対して防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを例示的に示させていただいてプライバシーの保護に万全を期していただくように周知の徹底を図っております。また、事業の実施後も適宜フォローをしていくところであります。現在モデル事業による防犯カメラを設置済みの天理市にお

きましては、モデル地区の防犯協議会が6月に策定した防犯カメラ運用基準に基づいて防犯カメラの運用がなされています。今後設置されていく他の市町においても同様の対策がとられる予定であります。以上であります。

○山村委員 確かに県も防犯カメラの効果とともに憲法13条侵害のおそれもあるということ取り扱いに注意が必要であると示されるものを、市町村に提示をされていらっしゃることは承知しております。お聞きしたいのは、この防犯カメラが権利侵害も含む中身であるということで、公共の場所に設置される防犯カメラから市民のプライバシーなど保護するために条例をつくるのが目的であると思うので、王寺町の条例については、そのこととかかわりのない不必要なことが入っていると思うのですけれども、そのことについてどのようにお考えになって指導なさるのか、これはゆゆしき問題だと思うので、当然対応があるべきだと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○山崎安全・安心まちづくり推進課長 王寺町の条例のことについて、今すぐにわかりませんが、この事業につきましては住民がみずから防犯活動に取り組む中でその選択肢で防犯カメラを設置することになれば支援するという事業であります。必要な範囲で県としてもバックアップしていくことを考えております。以上でございます。

○山村委員 確たるお答えはありませんでしたけれども、他の都道府県でどんなふうになっているのか調べてみましたけれども、やはり個人の権利侵害にもかかわるということから、大変慎重に取り扱っておられます。住民の方はもちろん犯罪を抑止してほしいという願いを持っておられますから防犯カメラに期待される方もたくさんいらっしゃるのによく承知しております。ですので、賛成の方が多いということも実際あると思います。ですが、その賛成が多いということと自分の権利が侵害されるということはまた別の問題ですので、きちんとした対応が必要だと思っています。条例制定に当たりましてでは、独立した条例検討委員会、専門家の方も入って設置を検討された条例を提案をされる、あるいはパブリックコメントをもって住民の意見を聞くという最低必要な対応をなさっておられます。また1980年にはOECDの経済協力開発機構の理事会において、プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告という形で8原則も示されております。そうしたものについてもきちんと触れられまして、慎重な検討の上に運用を進めていかれている実情があります。

ですので、奈良県におかれましても、その住民の願いに応えるという立場に立ちながら、しかし権利をきちんと守っていくことをしっかりと進めていただく必要があろうかと思ひ

ますので、先ほど述べました点について今後きちんと検証していただきまして、この事業を今後も推進されていくことになりましたら、権利侵害の問題について住民が不安を持たないような対応をしていただくと。きちんと憲法が守られるという担保のある条例をつくらせていただくことで対応していただきたいと。特に王寺町の条例につきましてこの点についてはしっかりと把握をしていただいて、対応していただきたいとお願いしておきます。

○大国委員 端的に2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、今、連日税制改正等の議論が報道されております。一方では、来年の消費税の税率アップがだんだん近づいてきたということでありまして、経済対策等、政府・与党の中では取り組まれているところでございます。そのような中で、この消費税の増収分につきまして、これは全額社会保障4分野に使うことが改正消費税法にきちっと明記されてございます。細かい話は、今まで議論もあったと思いますし、しませんけれども、そういった4分野に使われることになると、地方議会、あるいは県民の方々から見ると一体どこに使われるのだと。どういった事業に消費税が使われるのかをやはり見える化をしていく必要があるのではないかと県民の方もおっしゃっていますし、そのように思っているところでございます。この点についてのお考えを1点お尋ねしたいと思います。

もう一つは、文化芸術につきまして、先ほどミュージックフェストの質問させていただきましたが、この秋、県でも力を入れられております、県立美術館の特別展、籾内佐斗司展、やまとちから、15日までの期間でございますけれども、この成果は現状どのようになっているのか、それから、中南和地区の地域の拠点でございます万葉文化館におきまして10月12日から11月24日まで特別展、東京富士美術館と奈良県立美術館所蔵の江戸絵画の精華が行われましたけれども、この2点の展示につきましての現状等ありましたらご報告をお願いしたいと思います。

○西川財政課長 地方消費税の税率引き上げに伴います増収分の使途をどのように県民の方々にお見せしていくのか、見せる化すべきだということについてお答えさせていただきます。

少し古くなりますが、平成24年4月16日に国と地方の協議の場がございまして、その場で当時の川端総務大臣からも消費税、地方消費税収の使途についてはそれぞれの地方団体においても確認し、住民によく説明していただきますようお願いいたしますと述べられております。これを受けまして一つの例ですが、県ではございませんが市町村の税で都市計画税がございまして、この都市計画税につきましても、都市計画事業または土地地区画整理事

業をする費用に充てるものということで、こちらにつきましては国から予算の説明の資料等においてできるだけわかりやすく説明するように通知が当時出されております。今回の消費税の税率の引き上げに伴いまして、一応国から何らかの形の通知が来るのではないかと想定しておりますが、現実的などころ通知はまだ来ておりません。いずれにしましても、どのような形になるのかはございますが、県民の皆様は消費税の引き上げに伴いどのように使われるかがわかるような形で説明していく必要があるかと思っております。先ほど申し上げましたように、都市計画税で、市町村になりますけれども、公表している例がございますので、その辺も見ながらどういうやり方がいいかは今後の予算編成過程の中で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○竹田文化振興課長 まず、先月24日まで万葉文化館で開催されました特別展、江戸絵画の精華につきましては東京富士美術館が所蔵しておりますびょうぶ画、ふすま絵、また葛飾北斎の富嶽三十六景等々、江戸名所、江戸百景などの展示を行いました、期間は38日間という期間でございますが、約2万8,000人という多くの方々のご来館がございました。また同時に行いましたにぎわいフェスタ万葉秋にも多武峯縁起絵巻の特別公開をはじめ、万葉文化に関する講演会や音楽コンサートなど、数多くの催しを行いました大いにぎわったところでございます。また、現在開催中の県立美術館の藪内佐斗司展、やまとちからでございますが、今月15日までの会期の最終入館者数につきましては約1万5,000人を超える見込みでございます。これは現在巡回展として開催されておりました、既に福井市、堺市、群馬県館林市で開催されておるわけでございますけれども、そういったところに比べますと入館者数は奈良県は大きく上回る見込みでございます。

なお、皆さんがご承知のとおり、11月25日には本展覧会に高円宮妃殿下にお越しをいただきました。妃殿下につきましては笑顔で一点一点丁寧に作品をごらんになり、大いに楽しまれていただいたところでございます。また妃殿下におかれては、新公会堂で開催させていただいた本展覧会の関連事業でありますやまとちからフォーラム、そちらで新作狂言もごらんいただきまして、フォーラム自体も大変盛況なものとなりました。そのほか本展では藪内佐斗司展に伴いまして記念講演会、そしてまた平成伎楽団のパフォーマンス等々によりまして期間中も、盛り上がりを見せているところでございます。こうした取り組みによりまして、本展覧会につきましては奈良の伝統文化の価値をアピールするとともに、やまとちからの発信という部分に大いに役立ったのではないかと考えております。以上でございます。

○**大国委員** ありがとうございます。この展示につきまして、具体的な数字もお示しをいただいて、その成果的なこともご答弁をいただきました。地域の施設、また多様な人材を活用して世代を越えて多くの住民が文化芸術を体験していただいたり、また享受していただけるように引き続きいろんな企画等も含めてご努力をお願いしたいと思います。また、万葉文化館も随分盛況だったようでございまして、中南和地域のゲートウエーとして位置づけられている、こういった施設にますますもっと力を入れていただいて、広くこの幅広い奈良の魅力を発信できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと消費税の用途につきましての見える化でございますけれども、これも財政課長、積極的にぜひともお取り組みをいただきまして、県民の皆さんに本当に私たちの血税、1円たりとも無駄にすることなく社会保障4分野に使われているのだという実感が伝わるように工夫をしていただいて収支等お願いしたいと思います。みんなでこの社会保障制度を支えるという意味でこの三党合意の中から出てきているこの消費税の増税でございますので、そういった県民立場に立ってぜひともご努力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○**藤野副委員長** 簡潔に1点だけ質問させていただきます。職員の福利厚生施設等についてお聞きをいたします。

まず、財団法人奈良県職員互助会は公益法人制度関連法の改正に伴って来年度4月1日より一般財団法人に移行されることをお聞きいたしております。この運営については、数年前より県からの補助金がなくなったということで、職員である会員の掛金だけで運営をされておられます。この職員互助会が経営する2カ所の食堂、本庁にある食堂と高田総合庁舎にある食堂、これについては撤退ということでもありますけれども、撤退後のこの流れはどのようになっていくのか、まずはお聞きいたします。

○**新座総務厚生センター所長** 職員食堂についてお尋ねでございます。副委員長お述べのとおり、職員食堂は財団法人奈良県職員互助会が行政財産の目的外使用許可を受けて運営しておりまして、利用時間は午前11時半から午後3時まで、定食、麺類、カレー等がメニューとなっております。1日当たり300食程度の利用がございまして、約4分の1が職員以外の外部からの利用客でございます。近年は民間の食堂、それから弁当、コンビニエンスストア等の競争によりまして利用者が減少を続けております。そのため継続的な損失を計上しておりまして、売店などの他の収益から補填されている状況でございます。職員食堂はかつては多くの職員に利用されてきましたが、職員のニーズの変化、それから職

員の利用者数の減少の状況から赤字を計上してまで経営を継続することは困難な状況となっております。また、福利厚生施設の赤字に公費を投入することは住民の理解の得られるものではございません。なお、全国的に見ましても職員食堂を職員互助会が直営しているのは本県を含めて3県のみとなっております。このような状況から互助会では職員からの意見も募集しまして評議員会、理事会に諮りまして職員食堂の廃止を決定したところでございます。職員食堂の廃止後は県庁6階に一般客向けのレストランが設置される予定でございまして、職員も利用できるようにする方向で検討が進められております。料金は今まで赤字で経営してきたような安価ではないかもしれませんが、メニューであるとか、利用時間などにつきましては民間事業者が創意工夫される可能性があるかと考えております。以上でございます。

○藤野副委員長 答弁いただきました。内容は今後レストランということで、観光客も含めていろいろ来ていただくこともお聞きをしたわけでありまして、それはそれで前向きに取り組んでいただければと思うのですが、職員の憩いの場という観点からも今までそういう利用もされていたのがなくなるのは非常に不満があるという声をお聞きをするところであります。昼休みに過ごす場所というのは自分の職場に戻って休まれる、あるいは春とか秋のいい季節は外で過ごすということもあるのですけれども、食堂でもゆっくりと話をしながら過ごす方もおられるとお聞きしますので、これは高いメニューになってくるとなかなかそうもいかないということもややもすればお聞きをするところでもありますけれども、これからの職員の福利厚生という観点から何らかの知恵を出し合いながらお互いに運営をしていければどうかと思います。猿沢荘も、今回の提案でも外国人の観光客に対するサービス施設にしていくと聞いておりますので、結構会議とか会合とかされているのも非常に多いとお聞きするので、そういった場所がまたなくなってくるので、福利厚生という観点からも改めてこの互助会の中でもいろいろと議論を深めていき、それぞれの知恵を出し合っていたきたい、このことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○中野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただくことで、これをもちまして本日の委員会を終わら

させていただきます。ご苦労さまでした。